

熱中症予防 × コロナ感染防止で 「新しい生活様式」を健康に！

「新しい生活様式」とは：新型コロナウイルス感染防止の3つの基本である ①身体的距離の確保
②マスクの着用 ③手洗いの実施や「3密（密集、密接、密閉）」を避ける、等を取り入れた日常生活のこと。

注意 マスク着用により、熱中症のリスクが高まります

マスクを着けると皮膚からの熱が逃げにくくなったり、気づかないうちに脱水になるなど、体温調節がしづらくなってしまいます。
暑さを避け、水分を摂るなどの「熱中症予防」と、マスク、換気などの「新しい生活様式」を両立させましょう。



熱中症を防ぐために マスクをはずしましょう

ウイルス
感染対策は
忘れずに！



..... (マスク着用時は)



激しい運動は避けましょう
のどが渇いていなくても
こまめに水分補給をしましょう



気温・湿度が高い時は
特に注意しましょう



特別定額給付金の 申請は**8月20日（木）**まで

※期限を過ぎて提出された場合は給付できませんので、ご注意ください。

特別定額給付金は、**お一人10万円**の給付です。

郵送で世帯主の方へ申請書をお送りしております。

対象者 令和2年4月27日現在で住民基本台帳に記録されている方

申請期限 **令和2年8月20日（木）まで**

申請方法 郵送申請やオンライン申請での申請をお願いします。

郵送申請

市から郵送で届いた申請書に振込先口座などを記入して、
必要書類①と②を貼り付けて同封の返信用封筒で返送してください。
①**本人確認書類** マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等の写し等
②**振込先口座確認書類** 金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳や
キャッシュカード、インターネットバンキングの画面の写し等

オンライン申請

マイナンバーカードをお持ちの**世帯主の方**は、マイナポータルサイトからオンラインで申請できます。
マイナンバーカードと振込先口座確認書類を用意し、マイナポータルの申請サイトから申請してください。

給付方法 世帯ごとに、記入いただいた**口座にお振り込み**いたします。
お振り込みについては、**給付決定通知書**をお送りいたします。

特別定額給付金の申請に関するご相談やご不明な点がございましたらお電話ください。

電話窓口

行方市役所特別定額給付金担当窓口

TEL 0299-77-7875（行方市役所総務課行政グループ）

サギ（詐欺）に注意！！

「手伝う」とかたって、皆様の大事な財産を奪おうとする者がいます。
給付金に関連して、国や市区町村が以下のようなことをすることは
【絶対に】ありません。

- 現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすること
- 受給にあたり、手数料の振込みを求めること

不審なメールは、URLをクリックしたり、添付ファイルを開かないでください。

「怪しいな？」と思ったら遠慮なくご相談ください

- ▶消費者ホットライン「188」（局番なしの3桁）
- ▶警察相談専用電話「#9110」

- ▶新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン「0120-213-188」（5/1以降）

健康増進課からのお知らせ

令和2年度の

住民健診が『完全予約制』

に変わります

新型コロナウイルスの感染予防のため、今年度の住民健診は『完全予約制』となります。

例年送付しているハガキ(受診券)は送付しませんのでご注意ください。



申込 期間	40～74 歳の方	8月17日(月) ～ 8月21 日(金) 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
	39歳以下、 75歳以上の方	8月 24 日(月) ～ 8月28 日(金) 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
申込 方法	お電話でお申し込みください。 0291-34-6200 (行方市保健センター)	

※ 申込期間を過ぎてのお申し込みはできません。

※ 各日程、定員(120名/日)になり次第メ切とさせていただきます。

※ 10月、11月の住民健診を受診できなかった方は、1月以降の総合健診にお申込みいただくか医療機関での健診をお申込みください。

《住民健診日程・場所》 詳細は左ページをご覧ください。

《申込対象者》

新型コロナウイルス感染予防のため、申込対象者を限定させていただきます。

	39 歳以下	40～74歳 国保の方	75歳以上	40～74歳 社会保険扶養の方
住民健診	○	○	○	×
1月総合健診	○	○	×	×
2月追加健診	○	○	×	○

《住民健診日程・場所》

日にち	場所	日にち	場所	日にち	場所
10月7日(水)	太田地区館	11月16日(月)	手賀地区 学習センター	11月21日(土)	地域包括 支援センター*
10月8日(木)	西浦地区 学習センター	11月17日(火)	羽生地区 学習センター	11月25日(水)	行方市 保健センター*
10月9日(金)	麻生公民館	11月18日(水)	榎本地区農民 研修センター	11月26日(木)	
10月10日(土)		11月19日(木)	玉造公民館	11月27日(金)	
10月27日(火)	行方市 保健センター*	11月20日(金)	地域包括 支援センター*	11月28日(土)	

※ 地域包括支援センター(旧玉造保健センター) 行方市保健センター(旧北浦保健センター)

《受付時間》 ※申込時、受付時間の指定はできません。

午前	① 9:30	② 10:00	③ 10:30	④ 11:00
午後	⑤ 13:00	⑥ 13:30	⑦ 14:00	⑧ 14:30



《受診項目》 ※ 基本健診は必須です。希望項目のみのお申し込みはできません。

項 目		個人負担金	+	項 目		対 象	個人負担金
必須	基本健診	19～74 歳 1,000 円		希望項目	胸部レントゲン検査	19歳以上	無料
	・ 問診	(40・45・50・ 55・75 歳以上は 無料)			大腸がん検査	40～74歳	500 円
	・ 身体計測				前立腺がん検査	50～74歳の 男性	500 円
	・ 尿検査				肝炎ウイルス検査	40歳以上の 未検者	1,000 円 (40・45・50・55・60 歳は無料)
・ 血液検査 等							

《土浦協同病院なめがた地域医療センター出張検査》

検査項目	対象者	個人負担金	実施期間
視力・聴力セット検査	19～60 歳	2,000 円	11月26日(木)、1月15日(金)、2月26日(金)

～ 次回以降の健康診査の予定 ～

次回以降の申し込み開始は11月を予定しています。

○ 1月総合健診

麻生公民館	地域包括支援センター	行方市保健センター
1月15日(金)、16日(土)	1月17日(日)、18日(月)	1月23日(土)

○ 2月追加健診

行方市保健センター	麻生公民館
2月20日(土)、21日(日)	2月25日(木)、26日(金)

～ 国保の保険証をお持ちの方へ 医療機関健診もおススメです ～

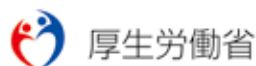
- 特定健康診査の医療機関健診 … 県内の医療機関で受診可能
- 人間ドック等 … 契約している医療機関で受診可能

※ 医療機関での健診をご希望の方は、国保年金課へご連絡ください。

行方市 国保年金課 TEL 0299-55-0111(玉造庁舎)

蚊の発生を減らすため、ご協力をお願いします。

【問い合わせ】環境課（北浦庁舎） ☎0291-35-2111



厚生労働省

ジカ熱・デング熱対策

ジカ熱・デング熱の運び屋 ヒトスジシマカの 発生源を叩け！



- 蚊の発生を減らすために、定期的に幼虫が発生しそうな周辺の水たまりの除去・清掃をしましょう！
- 下草を刈るなど、成虫が潜む場所をなくしましょう！

水たまり除去・清掃



植木鉢の皿



雨除けのブルーシートや
古タイヤに溜まった水たまり



雨ざらしの用具



屋外に放置された
空きビン・缶・ペットボトル

下草刈り



風通しの悪い やぶ・草むら

公園、学校、寺社、
空海港、駅などの施設を
管理されている方も
ご協力をお願いします！



詰まった排水溝

●なぜ対策が必要？

ジカ熱やデング熱は蚊を介して感染します。原因となるウイルスは、感染した人の血を吸った蚊（日本ではヒトスジシマカ）の体内で増え、その蚊がまた他の人の血を吸うときにウイルスを移し、感染を広げていきます。

●ジカ熱やデング熱に感染するとどうなる？

感染しても全ての人に症状が出るわけではありませんが、発熱や関節の痛み、発疹が出るといった症状が1週間ほど出ます。また、ジカ熱は妊婦が感染すると小頭症などの先天性障害をもった子どもが生まれたり、デング熱では出血を伴うデング出血熱となり重症化することがあります。



【ヒトスジシマカ】

体中に1本の白い線がある3～5mmほどの蚊で、5月中旬から10月下旬ごろまで活動します。樹木林・竹林・藪・草地・公園などに見られます。特に日中に活発に吸血します。活動範囲は50～100m程度です。

ジカ熱・デング熱に関する詳しい情報は厚生労働省のHPをご覧ください。

ジカ熱 厚労省 検索



デング熱 厚労省 検索



カンショの害虫防除を適期に行いましょう

【問い合わせ】 行方地域農業改良普及センター ☎0299-72-0256
農林水産課（北浦庁舎） ☎0291-35-2111

本市の主要作物であるカンショでは、これからの時期「ナカジロシタバ」や「ハスモンヨトウ」の幼虫による葉の食害に注意が必要です（写真1、2）。両害虫とも、幼虫は例年9月に発生が多く見られますが、年によっては8月から発生が目立つこともあります。

「ナカジロシタバ」の被害は、カンショ等のヒルガオ科作物（他にヨウサイ※）に限定されますが「ハスモンヨトウ」はカンショ畑周辺で作付けされる多様な作物を食害する恐れがあります。

カンショと周辺作物への被害拡大を防止するため、畑の様子をこまめに観察して被害程度を確認していただき、防除は効果の高い幼虫が小さい時期（体長2～30mm）に確実に実施しましょう。

※別名：アサガオナ、エンサイ、クウシンサイ等



写真1 ナカジロシタバ幼虫



写真2 ハスモンヨトウ幼虫

新型コロナウイルスにより国民年金保険料の納付が困難な方へ

【問い合わせ】 水戸南年金事務所 ☎029-227-3278
国保年金課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などが生じ、所得が相当程度まで下がった国民年金第1号被保険者については、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料の免除申請が可能となりました。

▶対象者（以下のいずれにも該当になる方が対象）

①新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少

…令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少した方

②所得が相当程度まで減少

…令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額が国民年金保険料免除基準相当になることが見込まれる方

▶申請の対象となる期間

令和元年度分…令和2年2月分から令和2年6月分まで

令和2年度分…令和2年7月分から令和3年6月分まで

▶申請の際に提出する書類

1. 国民年金保険料免除・納付猶予申請書

※「⑫特例認定区分」欄の「3. その他」に○をし、「臨時特例」と記入してください。

2. 所得の申立書（簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用））

▶申請方法

国民年金保険料免除・納付猶予申請書、所得の申立書を日本年金機構ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、郵送にて市役所の国民年金担当窓口または年金事務所にお送りいただくか、直接窓口にて申請してください。

令和3年4月採用 行方市職員採用試験

【問い合わせ】働き方改革課人事グループ（麻生庁舎）

☎0299（72）0811

令和3年4月採用の行方市職員採用試験を、次のとおり行います。

■試験区分および採用予定人員（学歴区分…A大学卒等 B短大・高校卒等）

試験区分	採用予定人員		学歴区分	受験資格
	1名程度 （障がい者）	10名程度		
一般事務	A・B	B	A	平成2年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人、または令和3年3月31日までに卒業見込みの人
				平成6年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による高等学校、短期大学もしくは大学を卒業した人、または令和3年3月31日までに卒業見込みの人で、次の（1）～（3）の全てに該当する人

上記の受験資格に該当する人であつても、次のうちいずれかに該当する人は受験できません。

- ア 日本国籍を有しない人
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ウ 本市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない人
- エ 日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

■試験日

【第1次試験】10月18日（日）

教養試験（論文・作文を含む）・職場適応性検査

▽会場 北浦公民館（山田2175）

【第2次試験】11月下旬予定

集団討論試験・面接試験

【第3次試験】12月中旬予定

面接試験

■受付期間 8月3日（月）～8月31日（月）

■申込書の請求方法

市のホームページから所定の用紙をダウンロードするか、市総務部働き方改革課人事グループに請求してください。

郵便で請求する場合は、封筒の表に（職員採用試験申込書請求）と朱書きし、あて先を明記して120円切手を貼った返信用封筒（角2サイズ）を必ず同封してください。

なお、申込書は、玉造庁舎総合窓口課、北浦庁舎総合窓口室にも配置してあります。

■資料請求・問い合わせ

行方市総務部働き方改革課人事グループ
〒311-3892

行方市麻生1561番地9

☎0299（72）0811

※試験案内は、行方市ホームページ（<http://www.city.namegata.ibaraki.jp/>）からご覧いただけます。

■新型コロナウイルス感染症への対応について

（1）今後の感染拡大の状況や国、地方公共団体の外出自粛要請等の状況によっては、試験の内容および会場等について変更を行う場合があります。その場合は、市ホームページ等で随時お知らせしますので、試験前に確認してください。

（2）試験当日は、感染予防のため以下の点に留意の上受験してください。

次に該当する方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、受験を控えるようお願いします。

ア 新型コロナウイルス感染症に罹患し治癒していない方

イ 保健所から「濃厚接触者」として健康観察の指示を受けている方

ウ 試験当日までに発熱や咳などの風邪症状が続いている方

（3）感染予防のため、必ずマスクを持参・着用すると共に咳エチケットの徹底をお願いします。

（4）試験室は換気のため、試験中も適宜窓やドアなどを開けます。室温の高低に対応できるよう服装には注意してください。

家庭教育支援員による「こんにちは訪問」を実施します

【問い合わせ】生涯学習課（北浦庁舎） ☎0291-35-2111

地域の子どもは地域社会全体で育てる

地域の子育て経験者や教員 OB をはじめとする地域の人材を中心に家庭教育支援チームを作り、チーム員が家庭を訪問して保護者の子育てに関する相談や家庭教育に関する内容の情報提供を行います。

▶対象 市内在住 小学校1年生の家庭（全戸訪問）

▶組織 家庭教育支援チーム員（2人体制の3チーム）

▶実施時期 9月から11月に、麻生地区、北浦地区、玉造地区の順に訪問予定です。

※必ずしも自宅でお待ちいただく必要はありません。ご不在の場合は、家庭教育や子育てに関する情報誌などを置いていきます。

※新型コロナウイルス感染拡大の状況により、訪問できない場合があります。

▶内容

郵送または小学校を通して、小学校1年生保護者へ訪問期間の通知をします。
訪問期間中は、必ずしも自宅でお待ちいただく必要はありません。

家庭教育支援員2人が、訪問期間内に各家庭を訪問します。
子育ての悩みや相談事などがありましたら、気軽にお話してください。

不在時には、ポストなどに家庭教育に関するチラシを入れておきます。
何かあれば、遠慮なくご連絡ください。

子育ての悩みや相談したいことがあっても、自分からなかなか各相談機関へ行けないものです。家庭教育支援員の役割は、保護者の皆さんと同じ目線に立ち、寄り添うことを第一とする話し相手です。
何かありましたら、ささいなことでも結構ですので、家庭教育支援員に気軽にお話してください。



地域協働促進事業

地域課題の解決をお手伝いします

【問い合わせ】企画政策課（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

新型コロナウイルス感染症の影響などで進む喫緊の地域課題の解決に向けた活動を行う団体に対し、その活動を開始するための経費を補助します。詳しくは担当までお問い合わせください。

▶対象 行政区（複数連携含む）、5人以上のボランティアグループ

▶補助額 上限40万円

▶募集期間 第1次 令和2年8月3日（月）～令和2年9月4日（金）

第2次 令和2年10月1日（木）～令和2年10月30日（金）

▶事業例 独居高齢者生活支援、移動困難者支援、防災・減災対策等

▶その他 ・審査の結果や応募状況により、補助額の減額など希望に添えない場合があります。

・予算の都合により第2次募集を実施しない場合があります。



行方市中小企業等事業継続給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受けている市内の中小企業者および小規模商工事業者の皆さまへ事業の継続を支える資金として、給付金を支給します。

【給付額】 1 業者当たり 20 万円（定額）

【給付対象の主な要件】

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年 1 月から 12 月までのうち、令和元年同月比で売上が 30%以上 50%未満減少した月があること
※令和元年 1 月以降に創業した方や天災等の影響により、令和元年の売上が減少した方などには特例があります。
- (2) 国の実施する持続化給付金を受けていないこと、または今後受ける予定のないこと
- (3) 交付申請の時点において、今後も事業を継続する意思を有していること
- (4) 交付申請の時点において、本市の市税に未納がないこと
- (5) 行方市暴力団排除条例（平成 23 年行方市条例第 21 号）に規定する暴力団の関係者でないこと

【申請方法】 申請は事前予約によりお受けします。行方市商工観光課までお電話にてご予約ください。

【申請期限】 令和 3 年 1 月 15 日（金）

【申請に必要な書類】

- (1) 申請書兼請求書 ※行方市ホームページからダウンロードまたは下記までお問い合わせください。
- (2) 確定申告書類 ※収受日付印が押されていること
- (3) 売上台帳や帳簿等、対象月の月間事業収入がわかるもの（「〇年〇月」と明確な記載があるもの）
- (4) 申請者本人名義の口座通帳の写し
- (5) 本人確認書類（住所・氏名・明瞭な顔写真のある身分証明書）例：運転免許証

【問い合わせ】 行方市商工会 ☎0299-72-0520 商工観光課（北浦庁舎）☎0291-35-2111

中小企業事業継続応援貸付金のご案内

売上が急減した中小企業・個人事業主に対し、県と市町村が協調して事業継続のための貸付を行います。

【受付場所】 行方市商工会

【受付期限】 令和 3 年 2 月 26 日（金）

【貸付額】 上限：200 万円 ※計算方法：原則として、前年の年間売上×1/2－（対前年▲50%以上の単月売上×6 カ月）

【貸付対象者】

県内に事業所を有し、事業を営んでいる中小企業・個人事業主で次のいずれにも該当する者

- (1) 令和元年 12 月末までに事業を開始しており、今後も継続する予定であること
- (2) 令和 2 年 1 月から 12 月のうち、令和元年同月比で 1 カ月の売上が 50%以上減少している月があること（昨年中に創業した場合は、月平均で 50%以上減少していること）
- (3) 金融機関（①日本政策金融公庫または商工中金および②民間金融機関）による融資を受けられなかったこと（令和 2 年 3 月以降に①および②の両金融機関に融資申込を行い、新規融資を断られたこと）
- (4) 県税・市町村税について、原則として未納がないこと
- (5) 暴力団等反社会的勢力ではないこと等

※審査の結果、上記に該当しない場合には貸付できませんので、ご留意願います。

【貸付条件】

○対象業種：中小企業信用保険法第 2 条に規定する業種として幅広い業種を対象としています。

○貸付期間：10 年以内（据置 5 年以内）※ 10 年を限度に 1 回の延長可

○貸付利子等：無利子・無担保

○保証人：代表者保証（法人の場合）

○償還方法：原則、半年賦または一括

【問い合わせ】 行方市商工会 ☎0299-72-0520

持続化給付金等の申請をお手伝いします（行方市申請支援会場開設）

「持続化給付金」(※)については電子申請を原則としていますが、ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために行方市申請支援会場を開設します。また、雇用調整助成金の相談にも対応できる日を数回設けます。

なお、行方市申請支援会場は、新型コロナウイルス感染防止の観点から完全事前予約制とします。事前予約無しにご来場いただいても支援が受けられませんので、ご注意ください。

※「持続化給付金」とは？

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金が支給されます。

○給付額 法人：200万円 個人事業者：100万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

▶売上減少分の計算方法 前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12カ月）

○給付対象の主な要件

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から令和2年12月のうち、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。令和元年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者

【事前予約の方法】 商工観光課（北浦庁舎）までお電話にてご予約ください

【開催場所】 北浦公民館 1階 講義室

【開催期間】 7月15日（水）～12月23日（水）毎週水曜日 午後1時～午後5時 ※8月12日（水）を除く

【申請支援会場にご持参していただく書類】

- (1) 確定申告書類 ※収受日付印が押されていること（e-Taxの場合は受信通知）
- (2) 売上台帳や帳簿等、対象月の月間事業収入がわかるもの（「〇年〇月」と明確な記載があるもの）
- (3) 申請者本人名義の口座通帳の写し（法人の場合は法人名義の口座通帳の写し、法人の代理者名義も可）
- (4) 本人確認書類（住所・氏名・明瞭な顔写真のある身分証明書）例：運転免許証

【支援者】 茨城県行政書士会鹿行支部会員 1回につき2人体制

※開催期間のうち、雇用調整助成金の相談にも対応できるよう、社会保険労務士の資格を有する行政書士を数回配置します。日程については、お問い合わせください。

【問い合わせ】 行方市商工会 ☎0299-72-0520 商工観光課（北浦庁舎） ☎0291-35-2111

一般財団法人関東電気保安協会からのお知らせ



ひとり親世帯への臨時特別給付金のお知らせ

【問い合わせ】 こども福祉課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得者のひとり親世帯において、子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給します。

支給には「基本給付」と「追加給付」があります。対象者1人につき1回限りの支給となります。

1. 基本給付

【給付金の対象となる方】

18歳到達後最初の3月31日が令和3年3月31日以降である児童、または申請時点で特別児童扶養手当を受給し障害の状態にある20歳未満の者を監護しており、以下の①～③のいずれかに該当する方（児童扶養手当法に定める支給要件に該当する方および養育者の方も対象となります。）

①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方

②公的年金給付等（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償等）を受給していることにより、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方

※1 すでに児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、過去に児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額または一部停止されたと推測される方も対象となります。

※2 児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限ります。

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

【給付額】 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円加算

2. 追加給付

【給付金の対象となる方】

上記、基本給付対象の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

【給付額】 1世帯5万円

▶給付金の受給手続きについて

申請するにあたり、必要に応じて戸籍謄本、家計の状況に関する書類（給与明細書、課税証明書等）が必要となります。

※家計の状況に関する書類については、生計を同一にしている家族に対しても必要となります。

＜上記、基本給付対象の①に該当する方＞

・ 基本給付は申請不要です。

8月中に、令和2年6月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

・ 追加給付は申請が必要です。定例の現況確認時（8月）にあわせて、収入が減少しているかどうかを確認させていただきます。

＜上記、基本給付対象の②、③に該当する方＞

・ 基本給付、追加給付（②に該当する方のみ）ともに申請が必要となります。

給付金の支給要件に該当するかどうか申請内容を確認し、指定口座に振り込みます。

【申請受付期間】 8月3日（月）～令和3年1月31日（日）

※窓口受付は、土・日曜日、祝祭日、年末年始を除く

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分

【受付窓口】

こども福祉課（玉造庁舎1階）、麻生総合窓口室（麻生庁舎1階）、北浦総合窓口室（北浦庁舎1階）

児童扶養手当現況届のお知らせ

【問い合わせ】こども福祉課（玉造庁舎）☎0299-55-0111

この現況届は、毎年1回、児童扶養手当の受給資格を有している全ての方にご提出いただくものです。現況届が未提出の場合、11月分（翌年1月支給分）以降の手当の判定を行うことができず、支給することができませんのでご注意ください。

なお、ご案内の通知は、8月中旬の発送を予定しています。通知を確認の上、現況届および必要な関係書類のご提出をお願いします。

▶集中受付期間

8月17日（月）～8月31日（月）※土・日曜日、祝祭日を除く

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分

※下記期間については、こども福祉課（玉造庁舎）のみ受付時間を延長します。

8月25日（火）～8月28日（金）、8月31日（月）午後8時まで

▶受付窓口

こども福祉課（玉造庁舎1階）麻生総合窓口室（麻生庁舎1階）北浦総合窓口室（北浦庁舎1階）

※児童扶養手当は、毎年、本人の所得、扶養義務者の所得、事実婚の有無、年金受給の状況、その他から判断しています。以前、該当にならなくても今年度は該当になることもあります。児童扶養手当を請求されていない方で、該当すると思われる方はお問い合わせください。

全国一斉

「子どもの人権110番」強化週間

【問い合わせ】総合窓口課（玉造庁舎）☎0299-55-0111

「いじめ」や児童虐待など、子どもをめぐるさまざまな人権問題に取り組むため、全国一斉「子どもの人権110番」を実施し、悩みを持ったお子さまや保護者の方からの相談に応じます。

秘密は守られますので、安心してご相談ください。

▶期間 8月28日（金）～9月3日（木）

▶時間 午前8時30分～午後7時 ※ただし、土・日曜日は午前10時から午後5時まで

▶電話番号 0120-007-110（全国共通フリーダイヤル）

▶実施機関 水戸地方法務局・茨城県人権擁護委員連合会

▶相談員 法務局職員・人権擁護委員

行方の魅力発信広報番組 「なめトーク」



IBS 茨城放送（i-FM）（水戸局 94.6MHz、守谷・日立局 88.1MHz、水戸局 119.7kHz、土浦・県西中継局 145.8kHz）で、毎月第2・第4金曜日の午前10時35分から5分間放送しています（「HAPPYパンチ」の番組内）。

行方市民向けの募集・お知らせ情報や、行方市の観光・イベント情報など旬の情報をお知らせします！

エフエムかしまの放送エリアは 鹿行地域でお聴きいただけます



ひろどきナルナの番組内「鹿行ナビ」、毎月第2火曜日の午前11時40分から10分間、行方市の魅力を生中継でお届けします。ぜひ聴いてください。

■放送エリア

鹿行地域（鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市）

■周波数 76.7MHz

※本市は、茨城放送およびエフエムかしまと、それぞれ「災害協定」を締結しています。地震や風水害などの大規模災害が発生した際には、放送エリア内において本市の情報をお知らせします。

テイクアウト等における食中毒を予防しましょう！

新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食店におけるテイクアウト（持ち帰り）やデリバリー（出前）が増えています。食中毒が発生しやすい時期、これらの食品を原因とする食中毒に注意しましょう。

◆消費者の皆さまへ

料理を持ち帰る場合、温度管理に注意し、高温となる車内等に放置せず速やかに持ち帰りましょう。

持ち帰った料理は長時間放置せず速やかに食べましょう。

食べる前には石けんで手を洗いましょう。

◆事業者の皆さまへ

注文を受けてから調理し、作り置きはやめましょう。

施設設備の規模を超えて調理しないようにしましょう。

メニューは加熱調理品とし、中心部まで十分に加熱しましょう。

調理後の食品は衛生的な場所で十分に冷まし、適切な温度で保管しましょう。

料理は温度管理に注意し速やかに食べるよう購入者に説明しましょう。



▼次は、全国発生件数の上位3つです。

「ノロウイルス」

ノロウイルスは冬だけでなく夏でも発生が見られます。健康保菌者も多く、知らないうちに感染し、排菌しているかもしれません。食品は中心部まで十分に加熱しましょう。調理器具等の消毒には塩素系漂白剤が有効です。人の手を介する事例が多く、予防の基本は手洗いです。石けんでよく手を洗いましょう。

「腸管出血性大腸菌」、「カンピロバクター」

焼肉やバーベキュー等で、生または加熱不十分な肉を食べると、嘔吐、下痢、発熱などの体調不良を起こすことがあります。その原因は、腸管出血性大腸菌やカンピロバクターという食中毒菌です。

必ず中心部までよく加熱してから食べるようにしましょう。また、焼く前は「トング」、焼けたら「箸」と使い分けをしましょう。

「アニサキス」

刺身を食べた後、8時間以内に胃や腸に激痛が起こることがあります。これは、「アニサキス」という寄生虫が原因で、体長2～3cmの半透明白色で糸のような形をしています。

予防は、加熱、冷凍、除去のいずれかです。刺身等の場合、完全な除去が難しいこともあり、十分に注意が必要です。



市税と保険料 のお知らせ

8月の市税と保険料は…

- 市・県民税 第2期 ○国民健康保険税 第2期
○介護保険料 第3期 ○後期高齢者医療保険料 第2期
納付期限（口座振替日）は8月31日です。

不動産公売のご案内 ～ 茨城租税債権管理機構

茨城租税債権管理機構では、入札による不動産公売を実施します。一般の方も入札に参加できますので興味のある方は機構までご連絡ください。なお、機構ホームページにアクセスしていただければ、詳しい内容がご覧いただけます。

- ◆公 売 日 時 令和2年10月6日(火) 午後0時50分から
(受付開始:午後0時50分、入札説明:午後1時00分、入札:午後1時20分～午後2時00分)
- ◆公 売 場 所 茨城県水戸合同庁舎 2階大会議室(水戸市柵町1丁目3番1号)
- ◆公売対象不動産

売却区分 番 号	所在及び地番	地目	地積(m ²)	買受適格 証 明 書	見積価額(円)	公売保証金(円)
2-3	行方字行方2472番	田	855	不要	110,000	20,000
2-14	於下字於下2143番	田	539	要	140,000	20,000

■農地法の許可を必要とする農地(田・畑)の公売参加には、行方市農業委員会の発行する『買受適格証明書』の提出が必要となります。証明書の交付申請の手続等については、事前に行方市農業委員会事務局(北浦庁舎1階TEL0291-35-2111)へお問い合わせの上、証明書発行等を受けてください。申請締め切りは令和2年9月10日(木)です。

■公売日前に、滞納税の完納などで中止になる場合がありますので、入札参加前に公売実施の有無を茨城租税債権管理機構でご確認ください。

【問い合わせ先】茨城租税債権管理機構 ☎029-225-1221 FAX029-225-1600
ホームページ <http://www.ibaraki-sozei.jp/>

『相続登記は、お済ですか?』 相続人代表者指定届・変更届の提出について

固定資産(土地、家屋)を所有されている方が亡くなられたときは、法務局へ相続による所有権登記をしていただくことになります。一般的に、遺産分割協議など相続手続き(相続登記)が完了するまでには時間がかかるため、相続手続きが完了するまでは「相続人代表者指定届」の提出をお願いいたします。この届出は、被相続人(亡くなられた方)の財産に係る市税等の書類を受領していただく代表者を、相続人の中から選出していただくものです。

なお、生前に相続人代表者に指定されていた方が亡くなられた場合は、新たな代表者を相続人の中から選出していただく必要がありますので、変更届の提出をお願いします。

【問い合わせ先】行方市役所 税務課 ☎0299-72-0811

『相続とは?』 遺産分割協議と相続放棄について

人が死亡すると、その人の財産は相続人に承継されます(民法第896条)。この財産を遺産または相続財産といいます。遺産には、預貯金や不動産などの積極財産だけでなく、借金や税などの債務(消極財産)も含まれます。

相続人が複数いる場合は、遺言があれば遺言のとおり、遺言がなければ相続人どうしで話し合って遺産を分けます(これを「遺産分割協議」といいます)。しかし、法律上は、被相続人が亡くなった時点で相続財産は相続人全員の共有となります。このことを「共同相続」といい、分割が決まるまでは遺産を共有している状態が続きます(民法第898条)。

なお、債務金額が大きい場合などには、相続が開始されたことを知った時から3か月以内に、家庭裁判所に申述することにより「相続放棄」をすることができます。

【相続手続きの問い合わせ先】

遺言・相続の放棄、限定承認 ⇒ 水戸家庭裁判所 麻生支部 ☎0299-72-0091

相続登記・自筆証書遺言書保管制度 ⇒ 水戸地方法務局 鹿嶋支局 ☎0299-83-6000

【問い合わせ】収納対策課・税務課(麻生庁舎) ☎0299-72-0811

令和元年度 市税徴収率 99.52%